

第4次相模原市環境基本計画及び第3次相模原市地球温暖化対策計画 策定支援業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、相模原市が受注者に業務委託する「第4次相模原市環境基本計画及び第3次相模原市地球温暖化対策計画策定支援業務委託」に適用する。

2 目的

現在、相模原市では、「第3次相模原市環境基本計画（改定版）」（以下「現行環境基本計画」という。）に基づき、「地球温暖化対策」、「資源循環の推進」、「水とみどり・生物多様性の保全・活用」、「環境リスクの管理」及び「環境に配慮したライフスタイルの促進」の5つの基本目標のもと、様々な環境施策を推進しているが、当該計画は令和9年度末で計画期間が終了することから、令和10年4月を始期とする第4次相模原市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の策定に向けて検討を進めている。

このうち、「地球温暖化対策」については、「第2次相模原市地球温暖化対策計画(改定版)～さがみはら脱炭素ロードマップ2050～」（以下「現行地球温暖化対策計画」という。）に基づき、令和12(2030)年度の目標を設定して取り組んでいるが、国では令和7年2月に2035年度及び2040年度の目標値が設定されるとともに、目標達成に向けた対策・施策が示されたことなどから、本市に適した効果的な地球温暖化対策に取り組むため、現行地球温暖化対策計画の計画終期を前倒し、環境基本計画と同時期を始期として第3次相模原市地球温暖化対策計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を策定することとしている。

本業務は、環境基本計画及び地球温暖化対策計画の策定に当たり、社会情勢の変化、市内の環境変化、環境に対する現状及び新たな課題やニーズ等への対応を踏まえた各種調査、目標の設定、施策の検討、計画素案の作成、審議会等の運営補助などを行うことを目的とする。

3 委託期間

本業務委託の期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとする。

4 業務内容

業務内容は、以下の（1）及び（2）に示す内容とし、これらは互いに密接に関係していることから、業務に当たっては、作業の効率化を図るとともに、整合性を確保しながら検討を進めるものとする。また、（1）については、次期相模原市一般廃棄物処理基本計画（以下「一般廃棄物処理基本計画」という。）及び次期相模原市水とみどりの基本計画・生物多様性戦略（以下「水とみどりの基本計画・生物多様性戦略」という。）の検討状況を勘案し、随時これらを反映させながら作業を行うものとする。

(1) 環境基本計画策定支援業務（相模原市環境基本条例第8条に基づく計画）

ア 基礎調査

計画策定に関連する以下の状況や情報等を調査・分析するとともに、その概要をとりまとめる。

- (ア) 地球規模の環境問題の現状（気候変動、生物多様性の損失、汚染等）
- (イ) 地球規模の環境問題が及ぼす影響（社会経済、生態系、健康等への影響）
- (ウ) 環境に関する国際的な議論のトレンド（COP等の国際会議、SDGsの進捗等）
- (エ) 環境に関する国の政策動向、環境関連法令、計画等の動向
- (オ) 他自治体（神奈川県、指定都市及び近隣自治体）の環境基本計画、成果指標、数値目標、進行管理手法及び施策の動向
- (カ) 他自治体（神奈川県、指定都市及び近隣自治体）における環境教育等行動計画の策定状況及び推進体制等
- (キ) 相模原市の地域特性の現状（自然環境、都市環境及び生活環境の状況並びに産業等の社会的状況等）
- (ク) その他、受注者が計画策定に向けて参考となると考える情報

イ 市民アンケート調査

環境に関する市民意識を把握し、環境基本計画、地球温暖化対策計画及び水とみどりの基本計画・生物多様性戦略における施策検討の基礎資料とするため、市民を対象としたアンケート調査を行い、得られた回答の結果を受けて市民が求めるニーズや課題を整理する。なお、実施に当たっては、以下に基本的な方法を示すが、より計画策定に資する方法がある場合は、受注者が提案すること。

- (ア) 調査方法：郵送で案内を送付し、調査対象者は郵送又はインターネットで回答
- (イ) 調査対象者：相模原市内に居住する市民3,000人
- (ウ) 抽出方法：無作為抽出（抽出は発注者が実施）
- (エ) アンケート内容：受注者の提案をもとに発注者と協議のうえ決定
（計画策定における施策検討に資する設問を20問程度）

(オ) 実施手順

a 調査票の印刷等

- ・発注者と協議のうえ決定したアンケート内容をもとに、受注者は調査票案を作成し、発注者の承諾を得たうえで調査票の作成、印刷を行う。
- ・インターネット回答の回答フォームを作成し、当該回答フォームのURL及び二次元コードを調査票に記載する。なお、回答フォームの作成ツールは問わない。

b 調査票の郵送

- ・相模原市の名称入り発送用封筒（角2型）は発注者が用意し、受注者に提供する。受注者は発送用封筒にアンケート名称等の必要事項を明記する。
- ・調査対象者の住所、氏名を記載した宛名ラベルシールは発注者が用意し、受注者に提供する。受注者は発送用封筒への貼付を行う。

- ・返信用封筒（長 3 型を想定）は受注者が用意し、必要事項を明記する（返信先は受注者宛てとする）。また、アンケート返信は受取人払いとし、受注者は受取人払いに関する申請を行うとともに、受取人払いの費用を負担する。
 - ・発送用封筒に調査票と返信用封筒を封入し、発送する。
 - ・発送のための郵送料金は受注者の負担とする。
- c お礼状兼催促状の送付
- ・発注者が提示した原稿をもとに、受注者は自らが用意した通常はがきに印刷し、発注者が指定する時期に対象者全員（3, 0 0 0 人）に発送する。はがきには回答用フォームへリンクする二次元コードを掲載する。
 - ・お礼状兼催促状のレイアウトについては事前に発注者の承諾を得ることとする。
 - ・調査対象者の住所、氏名を記載した宛名ラベルシールは発注者が用意し、受注者に提供する。受注者ははがきへの貼付を行う。
 - ・発送のための郵送料金は受注者の負担とする。
- d 集計結果の報告
- ・得られた回答の結果をとりまとめ、クロス集計等を行うとともに、回答の結果を受けて市民が求めるニーズや課題を整理する。

ウ 事業者アンケート調査等

（ア）アンケート調査

事業者の環境に関する意識を把握し、環境基本計画、地球温暖化対策計画及び水とみどりの基本計画・生物多様性戦略における施策検討の基礎資料とするため、市内の事業者を対象としたアンケート調査を行い、得られた回答の結果を受けて事業者が求めるニーズや課題を整理する。なお、実施に当たっては、以下に基本的な方法を示すが、より計画策定に資する方法がある場合は、受注者が提案すること。

- a 調査方法：郵送で案内を送付し、調査対象者は郵送又はインターネットで回答
- b 調査対象者：相模原市内の事業者とし、受注者の提案をもとに、発注者と協議のうえ決定
- c 抽出方法：受注者の提案をもとに、発注者と協議のうえ決定
- d アンケート内容：受注者の提案をもとに、発注者と協議のうえ決定
（計画策定における施策検討に資する設問を 2 0 問程度）
- e その他：発送に係る郵送料金は受注者が負担し、また、宛名ラベルシールは受注者が作成・貼付するものとする。

（イ）ヒアリング調査

（ア）のほか、事業者の意見を把握するためのヒアリング調査を実施する。ヒアリング調査の対象事業者及びヒアリング内容は受注者の提案をもとに、発注者と協議のうえ決定するものとする。

エ 市民意見の収集

イのほか、環境基本計画、地球温暖化対策計画及び水とみどりの基本計画・生物多様性戦略の策定に資する意見の収集を必要に応じて行うものとする。なお、収集の時期、方法、内容等については受注者の提案をもとに、発注者と協議のうえ決定するものとする。なお、意見収集に係る費用は受注者が負担するものとする。

オ 現行環境基本計画の検証及び課題の整理

現行環境基本計画に掲げている主な施策や取組などの進捗状況の把握と、アで収集した最新の国の動向や市の状況を踏まえ、本市が抱える課題を整理する。

カ 目標設定及び施策の立案

アからオまでを踏まえ、「環境リスクの管理」及び「環境に配慮したライフスタイルの促進」の2つの基本目標に係る目標設定を行うとともに目標を達成するための施策を立案する。また、「地球温暖化対策」、「資源循環の推進」及び「水とみどり・生物多様性の保全活用」の3つの基本目標については、それぞれ、地球温暖化対策計画、一般廃棄物処理基本計画及び水とみどりの基本計画・生物多様性戦略の策定に向けた検討状況を勘案し、これを反映させながら目標の設定や施策の立案を行う。なお、基本目標「環境に配慮したライフスタイルの促進」の施策の一部については、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく環境教育等行動計画に位置付けることを前提に立案することとする。

キ 推進体制及び進行管理の方策検討

カで設定された目標や施策内容を踏まえ、「環境リスクの管理」及び「環境に配慮したライフスタイルの促進」の2つの基本目標に係る施策の推進体制、進行管理の方策、進行管理指標の検討を行う。

ク 相模原市環境審議会の運営支援

本市における環境の保全に関する基本的事項に関する調査・審議を行う「相模原市環境審議会」の運営支援を行う。会議は最大8回を想定し、以下の業務を行う。

(ア) 会議に必要な各種データ整理・資料作成

(イ) 会議開催の運営支援

ケ 環境基本計画（素案）の作成

アからクまでの検討状況と（2）の検討状況、発注者が提供する一般廃棄物処理基本計画の素案、水とみどりの基本計画・生物多様性戦略の素案等を踏まえ、環境基本計画（素案）を令和9年9月中旬までに作成する。また、環境基本計画概要版（素案）についても作成する。

コ パブリックコメント等資料の作成

発注者の指示に従い、パブリックコメント等に必要な資料を作成する。

サ 環境基本計画（案）の作成

素案に基づき、相模原市環境審議会、パブリックコメント等を踏まえ、構成及びレイアウトを検討し環境基本計画（案）及び環境基本計画概要版（案）の作成を行う。なお、次の事項に十分配慮して業務にあたること。

- （ア）計画の名称や記載する内容について「市民に分かりやすい」ことを念頭に、視認性や判読性を高めたものとする。
- （イ）イラストや写真など、記載する内容を具体的にイメージしやすい要素を取り入れたものとする。
- （ウ）各計画の位置付けを意識し、計画間の関連性やつながりを意識することができる構成とする。

シ 環境基本計画（完成版）の作成

発注者の指示に従い、環境基本計画（完成版）及び環境基本計画概要版（完成版）を作成し、両面カラーで150部印刷する。

ス 主なスケジュール

本事業の実施に当たり、発注者が想定している事業スケジュールは次のとおりである。受注者は、このスケジュールを基本とし業務を遂行すること。ただし、業務の進行状況等に応じて、スケジュールに変更の必要が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

令和8年度	（１）環境基本計画策定支援業務	
	ア 基礎調査	: 7～9月
	イ 市民アンケート調査	: 7～10月
	ウ 事業者アンケート調査等	: 7～10月
	エ 市民意見の収集	: 7～3月
	オ 現行環境基本計画の検証及び課題の整理	: 7～12月
	カ 目標設定及び施策の立案	: 10～3月
	キ 推進体制及び進行管理の方策検討	: 10～3月
	ク 相模原市環境審議会の運営支援①～④ （8、10、12、3月を想定）	: 7～3月
令和9年度	エ 市民意見の収集（継続）	: 4～7月
	カ 目標設定及び施策の立案（継続）	: 4～9月
	キ 推進体制及び進行管理の方策検討（継続）	: 4～9月
	ク 相模原市環境審議会の運営支援（継続）⑤～⑧	: 4～9月

	(5、7、8、9月を想定)	
ケ	環境基本計画（素案）の作成	: 9月
コ	パブリックコメント等資料の作成	: 11月
サ	環境基本計画（案）の作成	: 2月
シ	環境基本計画（完成版）の作成	: 3月

(2) 地球温暖化対策計画策定支援業務（地球温暖化対策推進法第21条第1項及び第3項、気候変動適応法第12条並びにさがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例第7条に基づく計画）

ア 基礎情報の調査・分析

(ア) 地球温暖化対策に関する動向調査

最新の地球温暖化対策に関する国内外の動向調査、国の計画、他自治体の事例などに関するデータの調査・分析を行うとともにその概要をとりまとめる。

(イ) 本市の状況

本市における人口・産業特性などの社会環境及び気候・森林などの自然環境に関するデータの調査・分析を地球温暖化対策の視点に配慮した上で行う。

イ 現行地球温暖化対策計画の進捗状況及び課題の整理

現行地球温暖化対策計画に掲げている主な施策や取組などの進捗状況の把握とアで収集した最新の国の動向や市の状況を踏まえ、本市が抱える課題を整理する。

ウ 新規事業等の調査・検証等

イを踏まえ、別紙の事項について調査・検証・推計を行う。なお、別紙の No. 7 に示す水素エネルギー普及促進ビジョンについては、地球温暖化対策計画に統合することを前提として調査等を行うこと。

エ 温室効果ガス排出量・森林吸収量の現況推計及び将来推計

現行地球温暖化対策計画で削減目標を設定している2030年度のほか、2035年度、2037年度、2040年度及び2050年における市内の温室効果ガス排出量・森林吸収量について、本市の経済・社会特性等を踏まえ、必要に応じて複数のパターンで現況及び将来推計を行う。なお、将来推計は少なくとも現状趨勢ケース及び2050年脱炭素を達成するケースとし、具体的な算定方法を明示すること。

オ 目標の設定

2013年度を基準年度とし、2030年度、2035年度、2037年度、2040年度及び2050年における目標の設定を行う。

カ 削減見込量の試算

2030年度、2035年度、2037年度、2040年度及び2050年の目標に向けた本市の温室効果ガスの削減見込量を試算する。

キ 温室効果ガス排出量の増減要因分析

温室効果ガス排出量の増減要因を分析し、本市における温室効果ガスの排出特性を整理する。

ク 地域の将来ビジョンの作成

最新の脱炭素化に関する国内外の動向や本市の特性を踏まえ、2050年脱炭素社会の実現に向けた将来ビジョンを作成する。

ケ 再生可能エネルギー導入目標の設定

地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえ、市域の再生可能エネルギー導入に関する方向性、中・長期的な導入目標を設定するとともに、計画への反映を行う。

コ 施策及び指標の検討

目標や2050年脱炭素社会の実現に向けた施策の検討を行う。また、他市の事例や最新の動向を踏まえた具体的な取組、効果や進捗を把握するための指標を検討する。なお、指標の検討にあたっては、進捗管理の際に推計業務を行うことができるように、根拠資料の入手方法及び算定方法を提示すること。

サ 地球温暖化対策計画（事務事業編）の検討

事務事業編においては、アからクに加えて、現行地球温暖化対策計画、国の「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」及び他自治体の動向を踏まえ、市の率先行動の指標設定及び施策の検討を行う。指標は次に掲げる項目を基本とし、必要に応じて加除するものとする。また、2030年度、2035年度、2037年度、2040年度及び2050年の事務事業における目標を達成することを考慮して（キ）の推計を行い、各年度の推計結果を示すものとする。

- （ア）公共施設のゼロカーボン化
- （イ）太陽光発電設備（蓄電池含む）の導入
- （ウ）次世代型太陽電池の導入
- （エ）建築物のZEB化
- （オ）LED照明の導入
- （カ）次世代自動車の導入
- （キ）脱炭素電源由来の電力調達

シ 温室効果ガスの排出量算定方法、排出量算定ツール（エクセル形式）の作成

- (ア) 地方公共団体実行計画マニュアルなどの最新の知見を踏まえ、本市の現行の算定対象や各部門における算定方法を見直し、本市に適した排出量算定手法を検討する。併せて排出量算定ツールを作成する。
- (イ) (ア) において作成後、現行の算定ツールとの比較を行い、変更点を示すとともに、発注者がツールの内容を理解できるよう、マニュアル等を作成する。
- (ウ) (ア) により作成した算定ツールを用いて基準年度の温室効果ガス排出量を算定し、従来手法による算定結果（本市が算定し公表）と比較検証を行い、算定結果に差が出る場合にはその要因を明らかにすること。
- (エ) (ア) 及び (ウ) については、森林による吸収量や二酸化炭素以外の温室効果ガスについても、その影響を加味する。

ス 地域気候変動適応計画の検討

ア及びイに加え、現行地球温暖化対策計画及び国の気候変動適応計画等を踏まえ、将来の気候変動の影響を整理するとともに、各分野の気候変動影響を評価した上で、既存施策の気候変動影響への対応力について整理し、気候変動の影響を踏まえた適応策の検討を行う。また、他市の事例や最新の動向を踏まえた具体的な取組、効果や進捗を把握するための指標を検討する。なお、指標の検討にあたっては、進捗管理の際に推計業務を行うことができるように、根拠資料の入手方法及び算定方法を提示すること。

セ 推進体制及び進行管理の方策検討

目標や施策を踏まえ、施策の推進体制、進行管理の方策の検討を行う。

ソ 相模原市地球温暖化対策推進会議の運営支援

本市における地球温暖化対策に関する調査・審議を行う「相模原市地球温暖化対策推進会議」の運営支援を行う。会議は最大8回を想定し、以下の業務を行う。

- (ア) 会議に必要な各種データ整理・資料作成
- (イ) 会議開催の運営支援

タ 地球温暖化対策計画（素案）の作成

アからソまでの検討状況を踏まえ、地球温暖化対策計画（素案）を令和9年8月末までに作成する。また、地球温暖化対策計画概要版（素案）についても作成すること。

チ パブリックコメント等資料の作成

発注者の指示に従い、パブリックコメント等に必要な資料を作成する。

ツ 地球温暖化対策計画（案）の作成

素案に基づき、相模原市地球温暖化対策推進会議及びパブリックコメント等を踏まえ、

構成及びレイアウトを検討し地球温暖化対策計画（案）及び地球温暖化対策計画概要版（案）を作成する。なお、作成に当たっては、（１）サ（ア）から（ウ）の事項に配慮する。

テ 地球温暖化対策計画（完成版）の作成

発注者の指示に従い、地球温暖化対策計画（完成版）及び地球温暖化対策計画概要版（完成版）を作成し、両面カラーで１００部印刷する。

ト 主なスケジュール

本事業の実施に当たり、発注者が想定している事業スケジュールは次のとおりである。受注者は、このスケジュールを基本とし業務を遂行すること。ただし、業務の進行状況等に応じて、スケジュールに変更の必要が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

令和８年度	（２）地球温暖化対策計画策定支援業務 ア 基礎情報の調査・分析 （ア）地球温暖化対策に関する動向調査 : ７～８月 （イ）本市の状況 : ７～８月 イ 現行地球温暖化対策計画の進捗状況及び課題の整理 : ７～８月 ウ 新規事業等の調査・検証等 : ７～１２月 エ 温室効果ガス排出量・森林吸収量の現況推計・将来推計 : ７～９月 オ 目標の設定 : ７～１０月 カ 削減見込量の試算 : ７～９月 キ 温室効果ガス排出量の増減要因分析 : ７～９月 ク 地域の将来ビジョンの作成 : ７～１０月 ケ 再生可能エネルギー導入目標の設定 : ７～１０月 コ 施策及び指標の検討 : １２～３月 サ 地球温暖化対策計画（事務事業編）の検討 : ７～１２月 シ 温室効果ガスの排出量算定方法、排出量算定ツールの作成 : ７～１０月 ス 地域気候変動適応計画の検討 : ７～１２月 セ 推進体制及び進行管理の方策検討 : １２～３月 ソ 相模原市地球温暖化対策推進会議の運営支援（①～⑤） : ７～３月 （７、９、１１、１、３月を想定）
令和９年度	コ 施策及び指標の検討（継続） : ４～８月 セ 推進体制及び進行管理の方策検討（継続） : ４～８月 ソ 相模原市地球温暖化対策推進会議の運営支援（⑥～⑧） : ４～８月 （５、７、８月を想定） タ 地球温暖化対策計画（素案）の作成 : ８月 チ パブリックコメント等資料の作成 : １１月

	ツ 地球温暖化対策計画（案）の作成	: 2 月
	テ 地球温暖化対策計画（完成版）の作成	: 3 月

5 協議・打合せ

業務着手時、中間、成果品納品前に協議を行う。なお、必要に応じて、適宜、協議・打合せを行うものとする。

6 成果物

（１）環境基本計画策定支援業務

成果物	部数・形式等	納品期限
基礎情報の調査・分析結果等業務報告書	電子データ（DVD-R）	令和9年 3月15日
環境基本計画（素案）	電子データ（DVD-R）	令和9年 9月15日
環境基本計画概要版（素案）	電子データ（DVD-R）	令和9年 9月15日
パブリックコメント等資料	紙100部（両面カラー印刷）	令和9年11月26日
環境基本計画（案）	紙5部 電子データ（DVD-R）	令和10年2月10日
環境基本計画概要版（案）	紙5部 電子データ（DVD-R）	令和10年2月10日
環境基本計画（完成版）	紙150部（両面カラー印刷） 電子データ（DVD-R）	令和10年3月24日
環境基本計画概要版（完成版）	紙150部（両面カラー印刷） 電子データ（DVD-R）	令和10年3月24日

※期日前であっても、発注者の求めに応じて暫定版等の提示を行うものとする。

※パブリックコメント等資料は、提出時点の計画案及びその概要版とする。

※電子データは可能な限り Word・Excel・PowerPoint 形式とし、納品後も加工が可能なものとする。

（２）地球温暖化対策計画策定支援業務

成果物	部数・形式等	納品期限
基礎情報の調査・分析結果等業務報告書	電子データ（DVD-R）	令和9年 3月15日
地球温暖化対策計画（素案）	電子データ（DVD-R）	令和9年 8月31日
地球温暖化対策計画概要版（素案）	電子データ（DVD-R）	令和9年 8月31日

パブリックコメント等用資料	紙 100 部（両面カラー印刷）	令和 9 年 11 月 26 日
地球温暖化対策計画（案）	紙 5 部 電子データ（DVD-R）	令和 10 年 2 月 10 日
地球温暖化対策計画概要版（案）	紙 5 部 電子データ（DVD-R）	令和 10 年 2 月 10 日
地球温暖化対策計画（完成版）	紙 100 部（両面カラー印刷） 電子データ（DVD-R）	令和 10 年 3 月 24 日
地球温暖化対策計画概要版（完成版）	紙 100 部（両面カラー印刷） 電子データ（DVD-R）	令和 10 年 3 月 24 日

※期日前であっても、発注者の求めに応じて暫定版等の提示を行うものとする。

※パブリックコメント等資料は、提出時点の計画案及びその概要版とする。

※電子データは可能な限り Word・Excel・PowerPoint 形式とし、納品後も加工が可能なものとする。

7 検収

受注者は、成果物について、納品期限までに発注者に提出し、その検収を受けなければならない。受注者は、検収に合格したときは、契約代金の支払を請求することができる。

8 実施体制

受注者は、本業務にあたり技術上・工程上の管理等を総括する者として管理技術者を定めるものとする。

また、管理技術者のほか、本業務に携わる技術者については、資格を証明する書類を発注者に提出後、本業務に着手するものとする。

9 著作権

- （１）本業務の成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属することとし、受注者は、本業務の成果物を商標等として使用できないものとする。
- （２）発注者は、著作人格権を有する受注者の承諾なしに、パンフレットや資料その他の業務へ使用することができるものとする。
- （３）発注者は著作人格権を有する受注者への協議なしにデザインや色の変更は行わないものとする。
- （４）受注者は、本業務にあたって、第三者の所有権や著作権等の権利を侵害しないことを発注者に保証すること。
- （５）受注者は、本業務にあたって、第三者の権利を侵害し、損害の賠償又は必要な措置を

講じなければならない場合には、自らの責任と費用で解決すること。

10 業務の一括再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務の一部について、あらかじめ発注者が認めた場合はこの限りではない。

11 守秘義務

受注者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

12 契約不適合責任

- (1) 発注者は、受注者の業務が本仕様書の内容に適合していないと認められるとき(以下「契約不適合」という。)は、受注者に対して成果品の引渡しから1年の間契約不適合の修正等による履行の追完を請求することができ、受注者は追完を行うものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、当該契約不適合によってもこの契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要するときは、受注者は、前項の規定による追完義務を負わないものとする。
- (3) 発注者は、当該契約不適合により損害を被った場合は、受注者に対して損害賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が契約の内容及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

13 環境配慮事項

本契約における業務の実施においては、次の環境配慮事項に留意して業務を行う。

- (1) 「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守する。
- (2) 発注者への提出書類及び添付資料については、原則として再生紙を使用する。
- (3) 業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努める。
- (4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、各種関連法令等を順守し、適正に処理する。

14 暴力団等排除に係る発注者の解除権

- (1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

ア 受注者が、個人である場合にはその者が相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び次条において、「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められるとき、又は法人等(法

人又は団体をいう。)である場合には同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。

イ 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。

ウ 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。

エ 受注者が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められ、又は受注者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。

- (2) 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

15 暴力団等からの不当介入の排除

- (1) 受注者は、契約後、この契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。
- (2) 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- (3) 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

16 留意事項

業務に当たっては、関連する国の計画、相模原市総合計画、他の部門別計画等との整合を図るとともに、この動向を継続的に注視すること。また、各計画の変更等により本業務内容に影響が生じた場合は、速やかに影響範囲を評価し、真摯かつ柔軟に対応すること。

17 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、定めるものとする。

以 上